

1. 件名：検査制度見直しに関する日本原燃株式会社との面談
2. 日時：令和2年3月19日（木）13：30～15：30
3. 場所：原子力規制庁2階会議室B（六ヶ所原子力規制事務所とTV会議接続）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課検査評価室 布田室長、笠川室長補佐、滝吉室長補佐

核燃料施設等監視部門 福吉主任監視指導官、木村主任監視指導官、

赤澤主任監視指導官、館内主任監視指導官、

梶田主任監視指導官

六ヶ所原子力規制事務所 服部所長、皆川原子力運転検査官、

本間原子力運転検査官、松本原子力保安検査官

日本原燃株式会社 安全品質本部 副本部長 他7名

5. 要旨

(1) 本年2月5日の第61回原子力規制委員会において報告を行った、日本原燃株式会社（以下、「日本原燃」という。）再処理事業所における保安規定違反「ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における廃気処理設備の第1排風機全台停止について」について、原子力規制庁から、原子力規制検査の試運用として模擬的に実施した安全重要度・対応措置評価会合の結果を、配布資料（1）により説明を行った。また、模擬的な意見聴取会合として、日本原燃から、配布資料（2）により安全重要度評価に対する意見等の説明があり、評価の結果及び方法等について意見交換を行った。なお、本面談は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、原子力規制庁より配布資料（1）を事前に日本原燃に送付するとともに、TV会議システムにより面談を行う形式として実施した。

(2) 日本原燃から、安全重要度及び深刻度評価結果に対して、異論はないとの見解が示された。その上で、以下の点について質疑応答及び意見交換を行った。

- ・日本原燃から、配布資料（1）の記載について、令和2年4月1日に施行予定の安全重要度の評価に係るガイド類の記載と異なるのではないか等の意見があり、これに対し、原子力規制庁から、指摘を踏まえ今後の文書作成の際は留意する旨回答した。

- ・日本原燃から、配布資料（１）添付１において、安全確保状態及び指標統合値の評価の考え方が誤っているのではないか、との意見があったため、原子力規制庁から、定性的基準を用いた安全重要度評価の考え方について説明を行った。
- ・日本原燃から、塔槽類廃ガス処理設備が水素掃気の機能を確保するためのものではなく、系統の負圧を維持するための設備である点について説明があった。原子力規制庁から、検査指摘事項に関する事実関係については、今後も公開会合や面談を通じさらにコミュニケーションを図る必要がある旨を伝えた。

## 6. 配布資料

- （１）原子力規制検査における検査指摘事項の重要度評価（案）（原子力規制庁資料）
- （２）原子力規制検査における検査指摘事項「保全活動の不備による廃棄処理設備第１排風機の性能劣化」の重要度評価（案）に対する事業者意見について（日本原燃資料）